

令和5年度

相談支援事業所ハピネス事業計画書

自：令和5年4月 1日

至：令和6年3月31日

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会

相談支援事業所ハピネス

1. 事業の目的

●指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

- ①社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会が開設する相談支援事業所ハピネス(以下「事業所」という)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、関係法令等(以下「法」という)に基づき、指定特定相談支援事業(以下、「計画相談」という)を行なう。
- ②障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営を行なう。
- ③障害の種別を問わず、障害児者自らが望む場所で地域の一員として日常生活、または社会生活を営むことができる様、解決すべき課題等を把握したうえで必要な相談、支援を行なう。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行なう。
- ⑤地域生活支援拠点事業所、保健、医療、教育、福祉等関係機関と連携しチームアプローチの支援を行なう。

●指定一般相談支援事業

- ①社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会が開設する相談支援事業所ハピネス(以下「事業所」という)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、関係法令等(以下「法」という)に基づき、指定一般相談支援事業(以下、「地域相談」という)を行なう。
- ②障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営を行なう。
- ③障害の種別を問わず、障害児者自らが望む場所で地域の一員として日常生活、または社会生活を営むことができる様、解決すべき課題等を把握したうえで必要な相談、支援を行なう。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行なう。
- ⑤地域生活支援拠点事業所、保健、医療、教育、福祉等関係機関と連携しチームアプローチの支援を行なう。

2. 事業の運営方針・事業内容

●指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

①計画相談支援

- (1) 障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画(案)(本計画)の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。
- (2) 定期的にサービス等の利用状況を検証し、計画の見直し(モニタリング)を行なう。

②基本相談支援

- (1) 全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

③障害児相談支援

- (1) 障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画(案) (本計画) の作成を行ない、サービス事業所等との連絡調整を行なう。
- (2) 継続障害児支援利用援助: 定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行ない、計画の見直し(モニタリング)を行なう

●指定一般相談支援事業

①地域相談・地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行なう。

- (1) 地域移行支援計画の作成
- (2) 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- (3) 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- (4) 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- (5) 利用者負担額等の受領事務、支援費請求業務
- (6) 苦情処理に関する業務

②地域相談・地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者において、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他、緊急訪問、緊急対応等の支援を行なう。

- (1) 地域定着支援台帳の作成
- (2) 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- (3) 緊急時における一時的な滞在等による支援
- (4) 利用者負担額等の受領事務、支援費請求業務
- (5) 苦情処理に関する業務

③宜野座村相談支援事業 (地域生活支援事業 [受託業務])

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等の自立を支援する。

- (1) 障害児者及び難病患者等相談支援事業
 - ・福祉サービスの利用援助に関する業務
 - ・地域社会資源を活用するための支援に関する業務
 - ・地域の相談支援体制を高めるための支援に関する業務
 - ・権利擁護のために必要な援助に関する業務
 - ・専門機関の紹介に関する業務
 - ・ピアカウンセリングに関する業務
 - ・地域生活支援拠点等整備に関する業務
 - ・その他障害福祉に関する相談等に関する業務
- (2) 特別相談支援事業

- ・専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
- ・相談支援事業者等に対する、助言等に関する業務
- ・村内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務
- ・地域自立支援協議会及び下部組織である専門部会（連絡会を含む）の運営に関する業務

（3）住宅入居等支援事業の委託業務

- ・不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務
- ・利用者と生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援については、土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日に支援を行う業務
- ・関係機関等との連絡・調整など地域の支援体制に係わる調整に関する業務

3. 専門的な人材の確保及び養成

県主催のフォローアップ研修、スキルアップ研修等、関係機関各所で行われる研修会に参加し自己研鑽に努める。

4. 権利擁護のために必要な支援

障がい特性により契約等の判断をすることが不安な方、金銭管理や福祉サービス利用の手続きが不安な方などに対し、自立した地域生活が安定的に送れるよう福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見人制度等の利用に繋げる。また、障がいがある方が虐待や暴力等の被害者になる等の事案が発生した際は、行政への通報を行う必要な求めに対し、可能な範囲で協力を努める。

5. 関係機関との連携、ネットワーク構築

行政、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図るとともに、必要な専門機関の紹介を行う。また、関係機関とのネットワークを構築し、当事者の地域生活を支えるシステム作りに協力・貢献する。